

## 滋賀県における建設工事従事者の安全および健康の確保に関する 計画（素案）について

### 1. 背景

- 「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（略称：建設職人基本法）」（平成 28 年 12 月 16 日法律第 111 号）が、平成 29 年 3 月に施行。
- 国は、法律第 8 条に基づき、平成 29 年 6 月に「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」（以下、「基本計画」という。）を策定。
- 都道府県は、法律第 9 条に基づき、基本計画を勘案し、計画の策定に努めるとされている。

### 2. 策定の趣旨

- 建設職人基本法と基本計画は、建設業における重大な労働災害の発生状況等を踏まえ、建設現場で働く人たちの安全と健康を確保するとともに、処遇の改善と地位の向上を図り、建設業の健全な発展につなげるための施策の推進方策を示している。
- 滋賀県計画は、本県の現状と課題を分析し、建設工事に関わる関係者が共通認識のもと、建設工事従事者の安全と健康確保に向けた基本的な方針と取組の方向性を示すために策定する。
- また、建設業法・労働安全衛生法等の関連法令や滋賀労働局の「労働災害防止推進計画」との連携を図り、建設産業の活性化を促進するものとする。

### 3. スケジュール

|              |                 |                           |
|--------------|-----------------|---------------------------|
| 平成 30 年      | 9 月 12 日        | 常任委員会に報告（計画概要・骨子案）        |
|              | <u>10 月 4 日</u> | <u>常任委員会に報告（計画素案）</u>     |
|              | 11 月議会          | 常任委員会に報告（計画原案）            |
| 平成 30 年/31 年 | 12 月～1 月        | 県民政策コメントの実施、市町・関係団体への意見照会 |
|              | 2 月議会           | 常任委員会に報告（県民政策コメント結果・最終案）  |
|              | 3 月             | 「滋賀県計画」策定                 |

※計画案は、滋賀労働局、建設業関係団体等と調整を行うとともに、国や他府県の取組の検討状況を勘案しながら作成する。

### 4. 計画素案【概要(資料①)、本文(資料②)】

# 滋賀県における建設工事従事者の安全および健康の確保に関する計画(素案)の概要

資料①

## 趣旨

- 「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」に基づき策定。
- 建設工事に関わる関係者が共通の認識のもと、基本的な方針と取組の方向性を示すために定める。
- 建設業法・労働安全衛生法・労働災害防止推進計画との連携を図り、建設産業の活性化を促進する計画とする。

## 現状と課題

### 1 滋賀県における建設業の労働災害発生状況

○労働災害の発生件数は、長期的には減少傾向にあるものの、ここ数年は増減を繰り返しており、依然として死亡事故も発生。

○労働災害は中高年齢者の被災割合が多い。一方、若手労働者の災害発生率が高い。

○事故全体の約3分の1を「墜落・転落災害」が占めており、その対策の強化が必要。

○過去に比べて現場における労働災害が減少していることにより、作業に潜む危険への感受性低下を指摘する声あり。

○災害撲滅に向けた一層の実効性ある取組の推進が必要。

### 2 一人親方等への対処の必要性

○建設業就業者の約4分の1を占める一人親方等は、現場では労働者と同じような作業に従事しているが、労働安全衛生法上の労働者に当たらない。

○一人親方等の業務中の災害の全体数は把握されていないが、厚労省調査によれば、一人親方等の業務中の死亡事故が確認されている。

○技能を持った建設工事の担い手である一人親方等について、特段の対応が必要。

### 3 建設工事従事者の高齢化・担い手不足

○建設業就業者の高齢化が進んでおり、60歳以上が全体の4分の1を占め、10年後にはその大半の引退が見込まれる。

○一方で、これからの建設業を支える30歳未満の若手労働者の割合は、全体の10%程度。

○建設工事従事者の担い手の確保と次世代への技術継承が大きな課題。

## 基本的な方針

### 1 適正な請負代金の額、工期等の設定

○労働災害防止対策に要する経費は、元請負人・下請負人が義務的に負担すべき費用として、請負契約において適切に確保。

○労働災害や公衆災害防止のため、施工に必要な日数を確保した適正な工期の設定。

### 2 設計、施工等の各段階における措置

○設計段階における、安全・健康の確保のための自然・社会的条件や工事特性に配慮した施工方法等の検討。

○施工段階における、関係請負人のそれぞれの役割分担による安全措置の徹底。

### 3 建設業者等や建設工事従事者の安全および健康に関する意識の向上

○労働安全衛生法等の法令遵守による墜落・転落災害をはじめとした労働災害の撲滅。

○安全・健康意識を高める教育や、建設業界全体として、「安全文化」を醸成していくための取組を促進。

### 4 建設工事従事者の処遇の改善および地位の向上

○適切な賃金水準の確保、社会保険の加入徹底、休日の確保や長時間労働の是正等による働き方改革の推進等の処遇の改善。

○一人親方等をはじめとする技能者・技術者の適正な評価による地位の向上。

○性別に関わらず誰もが働きやすい環境整備による担い手の確保。

## 計画の推進

- 「滋賀県建設工事関係者連絡会議」による労働災害防止の連絡・調整、安全衛生研修、合同パトロールの実施。
- 「滋賀県建設産業活性化推進懇話会」の場等を活用した関係者間の対話・連携の強化。

## 県が総合的かつ計画的に講ずべき施策

### 1 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等

- (1) 安全および健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等
  - ・安全衛生経費の適切かつ明確な積算。下請負人まで確実に支払われるような施策の実施。
- (2) 建設工事従事者の安全および健康に配慮した工期の設定
  - ・完全週休2日の実現・労働時間の削減に向けた、適正な工期が設定がされる環境の整備。債務負担行為の活用等による計画的な発注の実施。

### 2 責任体制の明確化

- ・元請負人と下請負人との間の適正な請負契約締結のための立入検査の実施。
- ・建設業者の安全衛生管理能力の向上に向けた教育等の促進。

### 3 建設工事の現場における措置の統一の実施

- (1) 建設業者間の連携の促進
  - ・労働安全衛生法に基づく元請負人による統括安全衛生管理徹底のための制度の周知。
- (2) 一人親方等の安全および健康の確保
  - ・建設業者による一人親方等への安全・健康配慮の促進。自らの健康を守るための健診受診の促進と安全衛生の知識習得等の支援。
  - ・一人親方等の業務中の災害の把握・分析。
- (3) 特別加入制度への加入促進等の徹底
  - ・一人親方等に対する労災保険特別加入制度への加入と労働実態に応じた労災保険適用の周知・指導。

### 4 建設工事の現場の安全性の点検等

- (1) 建設工事現場の安全性の点検、分析、評価等に関する建設業者等による自主的な取組の促進
  - ・建設業者によるリスクアセスメント等の活動に対する国の支援への協力。安全衛生管理の評価。安全点検を行う者の能力向上。
- (2) 建設工事従事者の安全および健康に配慮した設計の普及の推進と作業環境の改善
  - ・施工の安全性に配慮した建築物等の設計の普及推進。高齢者にも配慮した作業方法や作業環境の改善の促進。
- (3) 建設工事の安全な実施に資するとともに省力化・生産性向上にも配慮した工法や資機材等の開発・普及の推進
  - ・ICT建機やUAV等の活用により生産性や安全性の向上を図る「i-Construction」の普及推進。新技術の効果的な活用促進。
- (4) 災害復旧工事等における労働災害防止対策の徹底
  - ・被災地域の復旧工事等における土砂崩壊などの二次被害による労働災害防止対策、がれき処理・解体作業における安全確保・粉じん等の防止対策の徹底。

### 5 建設工事従事者の安全および健康に関する意識の啓発

- (1) 建設工事従事者の従事する業務に関する安全衛生教育の促進
  - ・法定教育の実施の指導。経験、能力、立場等に応じた教育の実施の促進。新規入職者等の安全教育・研修の強化促進。
- (2) 建設工事従事者の安全および健康に関する意識の啓発に係る自主的な取組の促進
  - ・優良工事表彰等を通じた意識の向上。各建設工事の現場における心身の健康確保のための自主的な取組と健康相談窓口の周知・活用の促進。

### 6 墜落・転落災害の防止対策の充実強化

- ・労働安全衛生規則に基づく措置の遵守徹底。国の防止対策推進要綱に示されている「より安全な措置」等の周知。防止対策の充実強化の促進。

### 7 建設工事従事者の処遇の改善および地位の向上を図るための施策

- (1) 社会保険等の加入の徹底
  - ・建設業許可時の確認指導。公共工事での未加入業者の排除。法定福利費の適切な確保。一人親方の労働実態に応じた保険加入の周知指導。
- (2) 建設キャリアアップシステムの活用促進
  - ・国が策定した、建設工事従事者の資格・就業実績等を業界統一のルールで登録・蓄積するシステムの活用の推進。
- (3) 「働き方改革」の推進
  - ・公共工事における休日を確保した適正な工期設定、計画的な発注による施工時期の平準化、適切な賃金水準の確保等による働き方改革の推進。
  - ・メンタルヘルス対策の推進。
- (4) 女性活躍のための環境づくり
  - ・建設業者が女性活躍の推進に取り組める環境整備の促進。母性健康管理措置の徹底。ワークライフバランスに配慮した職場づくりの取組の促進。

滋賀県における建設工事従事者の安全および  
健康の確保に関する計画（素案）

滋賀県土木交通部

平成 年 月

## 目 次

|              |    |
|--------------|----|
| はじめに 計画策定の趣旨 | P3 |
|--------------|----|

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| 第1 建設工事従事者の安全および健康の確保に関する現状と課題 | P4 |
|--------------------------------|----|

1. 滋賀県における建設業の労働災害発生状況
2. 一人親方等への対処の必要性
3. 建設工事従事者の高齢化・担い手不足

|                                        |    |
|----------------------------------------|----|
| 第2 建設工事従事者の安全および健康の確保に関する施策についての基本的な方針 | P6 |
|----------------------------------------|----|

1. 適正な請負代金の額、工期等の設定
2. 設計、施工等の各段階における措置
3. 建設業者等や建設工事従事者の安全および健康に関する意識の向上
4. 建設工事従事者の処遇の改善および地位の向上

|                                            |    |
|--------------------------------------------|----|
| 第3 建設工事従事者の安全および健康の確保に関し、県が総合的かつ計画的に講ずべき施策 | P8 |
|--------------------------------------------|----|

1. 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等
  - (1) 安全および健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等
  - (2) 建設工事従事者の安全および健康に配慮した工期の設定
2. 責任体制の明確化
3. 建設工事の現場における措置の統一的な実施
  - (1) 建設業者間の連携の促進
  - (2) 一人親方等の安全および健康の確保
  - (3) 特別加入制度への加入促進等の徹底
4. 建設工事の現場の安全性の点検等
  - (1) 建設工事現場の安全性の点検、分析、評価等に関する建設業者等による自主的な取組の促進
  - (2) 建設工事従事者の安全および健康に配慮した設計の普及の推進と作業環境の改善

(3) 建設工事の安全な実施に資するとともに省力化・生産性向上にも配慮した工法や資機材等の開発・普及の推進

(4) 災害復旧工事等における労働災害防止対策の徹底

5. 建設工事従事者の安全および健康に関する意識の啓発

(1) 建設工事従事者の従事する業務に関する安全衛生教育の促進

(2) 建設工事従事者の安全および健康に関する意識の啓発に係る自主的な取組の促進

6. 墜落・転落災害の防止対策の充実強化

7. 建設工事従事者の処遇の改善および地位の向上を図るための施策

(1) 社会保険等の加入の徹底

(2) 建設キャリアアップシステムの活用推進

(3) 「働き方改革」の推進

(4) 女性活躍のための環境づくり

#### 第4 建設工事従事者の安全および健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に

推進するために必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P14

1. 県計画の推進体制

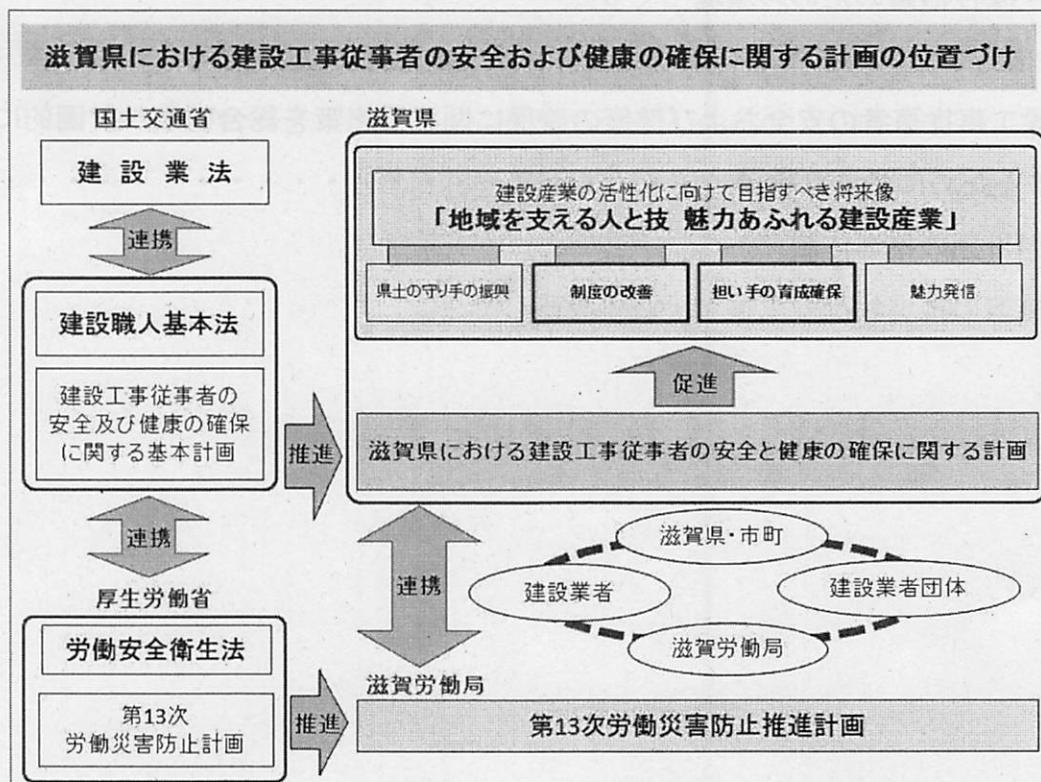
2. 施策の推進状況の点検と計画の見直し

## はじめに 計画策定の趣旨

建設工事従事者の安全および健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって建設業の健全な発展に資することを目的として、平成 29 年 3 月に「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成 28 年法律第 111 号、以下「建設職人基本法」という。）」が施行された。

本計画は、同法第 9 条に基づく都道府県計画として、建設工事に関わる関係者が共通の認識のもと、建設工事従事者の安全と健康の確保に向けた基本的な方針と取組の方向性を示すために定める。

また、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）等の関係法令や、滋賀労働局の「労働災害防止推進計画」との連携を図り、本県の建設産業の活性化を促進するものとする。





## 第1 建設工事従事者の安全および健康の確保に関する現状と課題

### 1. 滋賀県における建設業の労働災害発生状況

本県の建設業における労働災害の発生件数は、長期的には減少傾向にある。しかしながら、ここ数年は増減を繰り返しており、依然として死亡事故も発生している。

労働災害は、中高年齢者の被災割合が多い。一方で、経験年数の少ない若手労働者の災害発生率が高い。

また、事故全体の約3分の1を墜落・転落災害が占めており、その対策の強化が必要である。

近年では、過去に比べれば相対的に建設工事の現場における労働災害が減少していることによって、作業に潜む危険に対する感受性が低下していることを指摘する声もある。

こうした状況を重く受け止め、建設業における災害の撲滅に向けて一層の実効性ある取組を推進する必要がある。

建設工事従事者の安全および健康の確保を推進するためには、公共工事のみならず全ての建設工事について、労働安全衛生法令に基づく最低基準の遵守徹底に加え、建設業者等による取組を促進していくことが重要である。その前提として、請負契約における適正な請負代金や工期の設定、建設工事従事者の処遇の改善や地位の向上が図られること等が強く求められている。

### 2. 一人親方等への対処の必要性

県内建設業就業者の約4分の1を、いわゆる一人親方や自営業主・家族従事者（以下「一人親方等」という。）が占めている。

一人親方等は、建設工事の現場では、他の関係請負人の労働者と同じような作業に従事しているにもかかわらず、労働安全衛生法上の労働者に該当しないため、同法の直接の保護対象には当たらない。

このため、一人親方等の業務中の災害の全体数は把握されていないが、厚生労働省の調査によれば、一人親方等の工事現場における業務中の死亡事故が確認されている。

こうした業務の実情、災害の発生状況等からみて、技能を持った建設工事の担い手である一人親方等の安全および健康の確保について、特段の対応が必要である。

### 3. 建設工事従事者の高齢化・担い手不足

本県における建設業就業者の高齢化は、全産業と比較しても進行している。

建設業就業者数の年齢別構成を見ると、60歳以上が全体の4分の1を占めており、10年後にはその大半が引退することが見込まれる。

一方で、これからの建設業を支える30歳未満の割合は全体の10%程度となっており、建設工事従事者の担い手の確保と次世代への技術継承が大きな課題となっている。



## 第2 建設工事従事者の安全および健康の確保に関する施策についての基本的な方針

### 1. 適正な請負代金の額、工期等の設定

建設業の請負契約において、仮に不当に低い請負代金や不当に短い工期で締結されれば、受注者に工事の施工方法、工程等について技術的に無理な手段等を強いることになり、適正な施工が確保されず、労働災害や公衆災害等の発生につながる恐れがある。

そのため、請負代金については、市場における労務および資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映し、建設工事従事者の安全および健康に関する経費を適切に確保する必要がある。労働安全衛生法は、建設工事の現場において、元請負人および下請負人に対して、それぞれの立場に応じた、労働災害防止対策を講ずることを義務づけている。したがって、当該対策に要する経費は、元請負人および下請負人が義務的に負担しなければならない費用であり、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものである。

また、工期については、工事の性格、地域の実情、自然条件等による不稼働日等を踏まえ、完全週休2日の確保等をした上で、工事を施工するための日数を適切に設定することが必要である。特に、年度末にかかる工事を変更する際には、年度内完了に固執することなく、必要な日数を見込む等、工事施工に必要な日数を確保することが必要である。

### 2. 設計、施工等の各段階における措置

建設工事は、屋外で施工されることが多いため、気候、地形、地質等の自然条件に大きく左右されるほか、騒音、振動等に対する社会的条件の配慮や災害復旧などの工事特性から、工事現場ごとに施工方法が異なる。

そのため、設計段階においても、建設工事の現場の施工条件を十分に調査した上で、建設工事従事者の安全および健康の確保に配慮した施工方法等を検討することが重要である。

また、施工段階においては、元請負人の統括安全衛生管理のもと、関係請負人がそれぞれの役割分担により漏れなく安全措置を講ずる必要がある。その際、労働安全衛生法に基づく最低基準の措置だけでなく、建設工事の現場における危険性・有害性を評価（リスクアセスメント）して、当該リスクを低減し、安全および健康を確保するための措置を、自主的に講ずることが重要である。

### 3. 建設業者等や建設工事従事者の安全および健康に関する意識の向上

元請負人や下請負人の安全および健康に関する意識が低い場合、例えば一人の建設工事従事者が不安全な状態にあったとしても、請負代金や工期の制約、現場作業の多忙等から、それが看過され、適切な作業手順を踏まないといった不安全行動を誘発する恐れがある。

実際に、滋賀労働局が行った建設現場への一斉監督では、半数以上の事業場で労働安全衛生法等の違反が認められたと報告されている。

このことから、建設業者等や建設工事従事者に対して、建設工事従事者の法令遵守や安全および健康に関する意識を高める教育の実施、建設業界全体として「安全文化」、すなわち、建設業者等や建設工事従事者が安全および健康を最優先にする気風や気質をさらに醸成していくための取組を促進していくことによって、墜落・転落災害をはじめとした労働災害の撲滅に繋げることが必要である。

### 4. 建設工事従事者の処遇の改善および地位の向上

建設工事従事者の安全および健康の確保については、労働安全衛生法令に基づく最低基準の遵守徹底に加え、建設業者等による建設工事の現場の状況に即した取組を促進していくこと等が重要であるが、その前提として、課題を解決するため所要の環境整備を進め、適切な賃金水準の確保、社会保険の加入徹底、休日の確保や長時間労働の是正等による働き方改革の推進等の処遇の改善や、一人親方等をはじめとする技能者・技術者の適正な評価に基づく地位の向上が図られること等が必要である。

また、性別に関わらず誰もが働きやすい環境を整備することで、建設業を魅力的な仕事の間とし、担い手の確保を進めていくことが必要である。

### 第3 建設工事従事者の安全および健康の確保に関し、県が総合的かつ計画的に講ずべき施策

#### 1. 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等

##### (1) 安全および健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等

建設工事従事者の安全および健康の確保は、建設工事の請負契約において適正な請負代金の額が定められ、これが確実に履行されることが重要である。

特に、安全衛生経費については、建設工事の工種、工事規模、施工場所等により異なるため、適切かつ明確な積算がなされ下請負人まで確実に支払われるような施策を実施する。さらに、立入検査等を通じ法令遵守の徹底を図る。

##### (2) 建設工事従事者の安全および健康に配慮した工期の設定

建設工事従事者の健康保持、災害防止等の観点から、請負契約において、休日等の日数を確保するなど、適切な工期が定められることが重要である。

このため、完全週休2日の実現や労働時間の削減に向け、適切な工期設定がされるとともに、やむを得ない事由により工期内に工事が終わらない見込みの場合は、適切な工期延長が行われる等の環境を整備する。

また、一時期に工事が過度に集中することを避けるため、債務負担行為の積極的な活用等により施工時期が平準化されるよう、計画的な発注を実施する。

#### 2. 責任体制の明確化

建設工事の適正な施工を行うためには、元請負人、下請負人それぞれが請負契約の内容に基づき、求められる役割を適切に果たすことが必要である。

このため、立入検査等を通じ、一括下請負の禁止、技術者の専任配置、元請負人と下請負人との間の対等な関係に基づく適正な契約締結等に関して、法令遵守の徹底を図る。

また、下請契約において、各建設業者が自らの役割に応じた適切な安全衛生対策を講ずるよう、建設業者の安全衛生管理能力の向上に向けた教育等について、関係団体と連携し、その促進を図る。

### 3. 建設工事の現場における措置の統一的な実施

#### (1) 建設業者間の連携の促進

作業間の連絡調整、下請負人への指導・安全衛生教育への支援、現場内の設備・機械等の安全確保や職業性疾病の防止等、労働安全衛生法に基づく元請負人による統括安全衛生管理が徹底されるよう、関係団体と連携して制度の周知を図る。

#### (2) 一人親方等の安全および健康の確保

一人親方等の安全および健康の確保を促進するためには、労働者だけでなく一人親方等を含めて建設現場における措置を統一的に実施することが必要である。

このため、一人親方等に仕事を注文する立場の建設業者による、一人親方等の安全および健康への配慮を促進する。

また、一人親方等に対して、自らの健康を守るための健診の受診を促進するとともに、業務の特性や作業の実態を踏まえた安全衛生に関する知識習得等について、関係団体と連携し、支援する。

さらに、業務中に被災した一人親方等の災害の把握に努め、労働災害との比較等により、一人親方等の災害の特徴を分析し、災害防止対策の基礎資料として活用する。

#### (3) 特別加入制度への加入促進等の徹底

一人親方等については、労働法制上の保護の対象となる労働者ではないため、本来の労災保険の対象とならないことから、労災保険への加入を希望する場合、特別加入者として任意加入する必要がある。このため、元請負人等を通じて、一人親方等で特別加入していない者の実態を把握し、一人親方等に対する労災保険特別加入制度への加入を積極的に促進するため、関係団体と連携し、周知・指導を徹底する。

あわせて、一人親方等との請負契約であっても、現場において労働者と同様の働き方をさせている場合は、労働者として扱うよう、関係団体と連携して、周知・指導を徹底する。

#### 4. 建設工事の現場の安全性の点検等

##### (1) 建設工事の現場の安全性の点検、分析、評価等に関する建設業者等による自主的な取組の促進

建設工事の現場の安全衛生水準を高めていくためには、労働安全衛生法に基づく法定の措置を講ずるだけでなく、建設業者がリスクアセスメントを実施し、さらには自社の安全衛生に関する対策について計画・実行・評価・改善する仕組み（マネジメントシステム）を構築することが重要である。

このため、リスクアセスメント等の基礎情報となる災害事例の分析の充実や、建設業者および関係団体による安全衛生活動の取組の公開等を通じた建設業者の活動に対する国の支援に協力するとともに、建設工事の完了時等における建設業者の安全衛生管理を評価する取組を促進する。

また、安全性の点検等に関する建設業者や関係団体の自主的な研修会、講習会等の取組を一層促進する。

さらに、建設工事の現場における安全性の点検・パトロール等の自主的な取組を一層活発にするため、点検・パトロールを行う者の能力向上や労働安全・衛生コンサルタント等十分な知識経験を有する者の活用、元請負人と下請負人との立場の違いを超えた連携等を促進する。

##### (2) 建設工事従事者の安全および健康に配慮した設計の普及の推進と作業環境の改善

国が行う施工の安全性に配慮した建築物等の設計に係る先行事例の調査結果等を活用し、建設工事従事者の安全および健康に配慮した建築物等の設計の普及を推進する。

また、建設工事従事者の高齢化が進行していることを踏まえ、高齢者にも配慮した作業方法や熱中症対策など作業環境の改善について、関係団体と連携し、その促進を図る。

##### (3) 建設工事の安全な実施に資するとともに省力化・生産性向上にも配慮した工法や資機材等の開発・普及の推進

ICT建機やUAV等の活用により、生産性や安全性の向上を図る「i-Construction」を推進する。

また、国が策定した各種ガイドラインを踏まえた安全な施工の普及を図るとともに、公共工事のみならず民間工事にも活用できる「公共工事等における新技術活用システム」による、新技術の効果的な活用を促進する。

#### (4) 災害復旧工事等における労働災害防止対策の徹底

地震・台風・豪雨・豪雪等による自然災害が発生した場合の、被災地域の復旧工事等における土砂崩壊などの二次被害による労働災害防止対策や、がれき処理・解体作業における安全確保および石綿粉じん等のばく露防止対策の徹底を図る。

### 5. 建設工事従事者の安全および健康に関する意識の啓発

#### (1) 建設工事従事者の従事する業務に関する安全衛生教育の促進

労働安全衛生法で定められた法定教育の実施について、指導を徹底する。

また、安全衛生管理の能力向上教育など建設工事従事者の経験、能力、立場等に応じた教育の実施を促進する。特に、30歳未満の若手労働者の労働災害発生率が高いことから、若手労働者の事故分析を行い、新規入職者や未熟練労働者の安全教育・研修の強化を促進する。

#### (2) 建設工事従事者の安全および健康に関する意識の啓発に係る自主的な取組の促進

建設業者等や建設工事従事者が安全および健康に関して高い意識を持ち、建設工事現場の安全を高めるための自主的な取組を促進する必要がある。

このため、優良な工事を実施した建設業者を表彰すること等を通じて、関係者の意識を高め、もって安全衛生水準をさらに高めていくとともに、建設工事従事者の技能者としての地位の向上にも繋げる。

また、各建設工事の現場において、建設工事従事者のメンタルヘルス対策や熱中症対策等、心身の健康を確保するための自主的な取組を促進するとともに、建設工事従事者が利活用できる健康相談窓口について、現場レベルでの周知と活用促進を図る。

### 6. 墜落・転落災害の防止対策の充実強化

墜落・転落災害のさらなる減少に向けて、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）に基づく措置の遵守徹底を図る必要がある。

加えて、足場からの墜落・転落災害については、厚生労働省が公表している「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」に示されている、労働安全衛生規則に併せて実施することが望ましい「より安全な措置」等の周知を図る。

また、墜落・転落災害防止対策の充実強化について、関係団体と連携し、その促進を図る。

## 7. 建設工事従事者の処遇の改善および地位の向上を図るための施策

### (1) 社会保険等の加入の徹底

社会保険等の加入については、労働者の処遇の改善と、法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築のため、国が策定した「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」に基づき、官民挙げて総合的な対策を進めてきた結果、加入率は着実に上昇してきている。

一方で、未だ未加入の建設業者や建設工事従事者も存在し、十分な法定福利費が確保できていないとの声もあるため、引き続き、建設業許可更新時の社会保険等の加入の確認および指導、公共工事における未加入業者の排除等の対策、法定福利費を内訳明示した見積書の活用等による法定福利費の適切な確保など、実効性のある対策を推進する。

また、一人親方等については、請負契約であっても、実態として労働者に該当する場合は、社会保険等の加入の必要や労働基準関係法令が適用されることについて、関係団体と連携して、周知・指導を徹底する。

### (2) 建設キャリアアップシステムの活用推進

建設工事従事者の資格やその就業実績等を業界統一のルールにより蓄積することにより、建設工事従事者がそれぞれの経験と技能に応じた育成と処遇が受けられるようにするため、官民一体となって、国が策定した「建設キャリアアップシステム」の活用を推進する。

### (3) 「働き方改革」の推進

総労働時間が長く、休みが取れないことが建設業における若者の入職に当たっての障害・離職の大きな理由となっている。

このため、国が策定した「建設業働き方改革加速化プログラム」を踏まえ、まずは公共工事において、完全週休2日の推進等による休日確保した適正な工期設定、計画的な発注による施工時期の平準化や適切な賃金水準の確保等を進めることで建設業における働き方改革を進める。

また、過重な仕事やストレスは、メンタルヘルスの不調等心身の健康上の問題の観点からも改善する必要があるため、関係団体と連携して、メンタルヘルス対策を推進する。



#### (4) 女性活躍のための環境づくり

建設業における女性活躍の機運をさらに高め、性別に関わらず誰もが働きやすい、魅力ある建設業にしていく必要があるという認識のもと、建設業者が女性活躍の推進に自律的・継続的に取り組める環境の整備を促進する。

また、女性の活躍を推進するには、妊娠中や子育て期間中も働き続けられる環境づくりが重要であるため、関係団体と連携して、母性健康管理措置の徹底およびワーク・ライフ・バランスに配慮した職場づくりの取組を促進する。

## 第4 建設工事従事者の安全および健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

### 1. 県計画の推進体制

建設工事従事者の安全および健康の確保を推進するため、公共工事の主要な発注機関、施工者並びに労働基準行政で構成される「滋賀県建設工事関係者連絡会議」の場等を通じ連携を図りつつ、労働災害防止のための連絡・調整を行うとともに、併せて安全衛生研修、合同パトロールの実施等を行う。

また、建設工事の現場で働く建設工事従事者の意見も尊重しながら、建設業に関わる産学官関係者で構成される「滋賀県建設産業活性化推進懇話会」の場等を活用した関係者間の対話・連携の強化により、この計画の推進を図る。

### 2. 施策の推進状況の点検と計画の見直し

この計画に定める施策について、随時、見直しを図り、検討を加え、必要があると認めるときには、速やかにこれを変更する。

# 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年12月16日法律第111号）の概要

建設業における重大な労働災害の発生状況等に鑑み、建設工事従事者の安全及び健康の確保を推進するため、公共発注・民間発注を問わず、労災保険料を含む安全衛生経費の確保や一人親方問題への対処等がなされるよう、特別に手厚い対策を国及び都道府県等に求めるもの

## <目的、基本理念>

### 目的、基本理念

#### <目的>（第1条関係）

- 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定めること等により、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって建設業の健全な発展に資する

#### <基本理念>（第3条関係）

- 建設工事の請負契約において適正な請負代金の額、工期等が定められること
- 建設工事従事者の安全及び健康の確保に必要な措置が、設計、施工等の各段階において適切に講ぜられること
- 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識を高めることにより、安全で衛生的な作業の遂行が図られること
- 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上が図られること

## <国等の責務、法制上の措置等>

### 国等の責務、法制上の措置等

#### <国等の責務>（第4条から第6条まで関係）

- 国は、基本理念にのっとり、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的に策定、実施する
- 都道府県は、基本理念にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえて、当該区域の実情に応じた施策を策定、実施する
- 建設業者等は、基本理念にのっとり、建設工事従事者の安全及び健康の確保のために必要な措置を講ずる

#### <法制上の措置等>（第7条関係）

- 政府は、施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない

## <基本計画等、基本的施策>

### 基本計画等

（第8条・第9条関係）

- 政府は、建設工事従事者の安全及び健康に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本計画を策定しなければならない
- 都道府県は、基本計画を勘案して、都道府県計画を策定するよう努める

### 基本的施策

（第10条から第14条まで関係）

- ①建設工事の請負契約における経費（労災保険料を含む）の適切かつ明確な積算、明示及び支払の促進
- ②責任体制の明確化（下請関係の適正化の促進）
- ③建設工事の現場における措置の統一的な実施（労災保険関係の状況の把握の促進等）
- ④建設工事の現場の安全性の点検、分析、評価等に係る取組の促進
- ⑤建設工事従事者の安全に配慮した設計、建設工事の安全な実施に資するとともに省力化・生産性向上にも配慮した材料・資機材・施工方法の開発・普及の促進
- ⑥建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発

## <推進会議の設置>

### 建設工事従事者安全健康確保推進会議

（第15条関係）

関係行政機関相互の調整を行うことにより、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進を図るため、「建設工事従事者安全健康確保推進会議」及び専門的知識を有する者によって構成する「建設工事従事者安全健康確保推進専門家会議」を設ける

施行：平成29年3月16日

# 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画

## はじめに 現状と課題

- ・建設工事の現場での災害により、年間約400名もの尊い命がなくなっていることを重く受け止め、災害撲滅に向けて一層の実効性のある取組を推進する必要がある。
- ・一人親方等は、建設工事の現場では、他の関係請負人の労働者と同じような作業に従事しており、特段の対応が必要である。
- ・建設工事従事者の高齢化が進行している中、中長期的な担い手の確保を進めていくことが急務である。

## 第1 基本的な方針

1. 適正な請負代金の額、工期等の設定
2. 設計、施工等の各段階における措置
3. 安全及び健康に関する意識の向上
4. 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上

## 第2 政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

### 1. 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等

#### (1) 安全及び健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等

- ・安全衛生経費については、実態を把握するとともに、それを踏まえ、適切かつ明確な積算がなされ下請負人まで確実に支払われるような実効性のある施策を検討し、実施する。

#### (2) 安全及び健康に配慮した工期の設定

- ・休日等の日数を確保するなど適切な工期が定められる等の環境を整備する。
- ・施工時期を平準化する等、計画的な発注を実施する。

### 2. 責任体制の明確化

### 3. 建設工事の現場における措置の統一的な実施

#### (1) 建設業者間の連携の促進

#### (2) 一人親方等の安全及び健康の確保

- ・一人親方等が業務中に被災した災害を的確に把握する。
- ・一人親方等に対して、安全衛生に関する知識習得等を支援する。

#### (3) 特別加入制度への加入促進等の徹底

- ・一人親方で特別加入していない者の実態を把握し、一人親方に対する労災保険の特別加入制度への加入の積極的な促進を徹底する。

### 4. 建設工事の現場の安全性の点検等

#### (1) 建設業者等による自主的な取組の促進

#### (2) 工法や資機材等の開発普及の促進

- ・i-Constructionを推進するとともに、生産性向上にも配慮した安全な工法等の研究開発及び普及を推進する。

### 5. 安全及び健康に関する意識の啓発

#### (1) 安全衛生教育の促進

#### (2) 安全及び健康に関する意識の啓発に係る自主的な取組の促進

## 第3 総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

### 1. 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上を図るための施策

#### (1) 社会保険等の加入の徹底

- ・法定福利費を内訳明示した見積書の活用等による法定福利費の適切な確保及び社会保険等の加入の徹底について実効性のある対策を推進する。

#### (2) 建設キャリアアップシステムの活用推進

#### (3) 「働き方改革」の推進

- ・適正な工期設定、週休二日の推進等の休日の確保、適切な賃金水準の確保等、建設業における働き方改革を進める。

### 2. 墜落・転落災害の防止対策の充実強化

#### (1) 労働安全衛生法令の遵守徹底等

- ・労働安全衛生規則に基づく措置の遵守徹底を図る。
- ・労働安全衛生規則に併せて実施することが望ましい「より安全な措置」等の一層の普及のため、実効性のある対策を講ずる。

#### (2) 墜落・転落災害防止対策の充実強化

### 3. 東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた先進的取組

### 4. 基本計画の推進体制

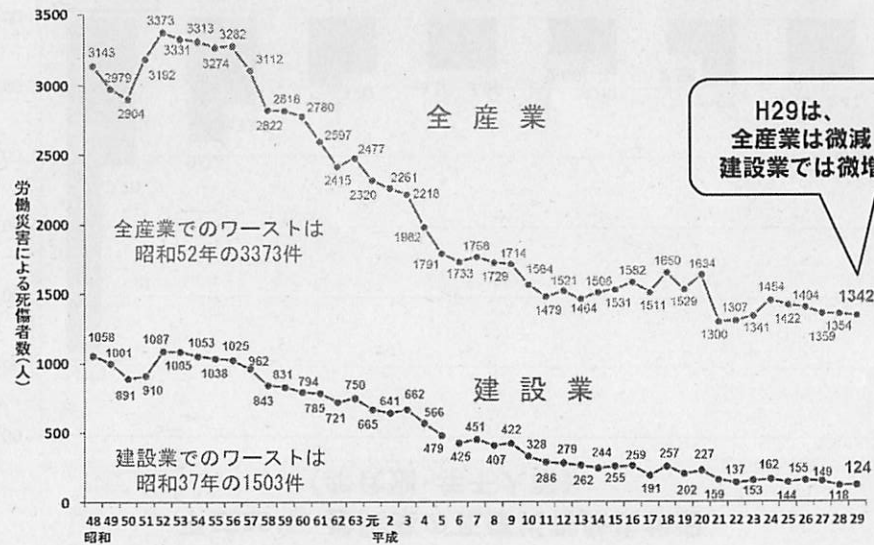
#### (1) 関係者における連携、協力体制の強化

#### (2) 調査・研究の充実

### 5. 施策の推進状況の点検と計画の見直し

- ・策定後2～3年で調査等を行った上で、本基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、速やかにこれを変更する。

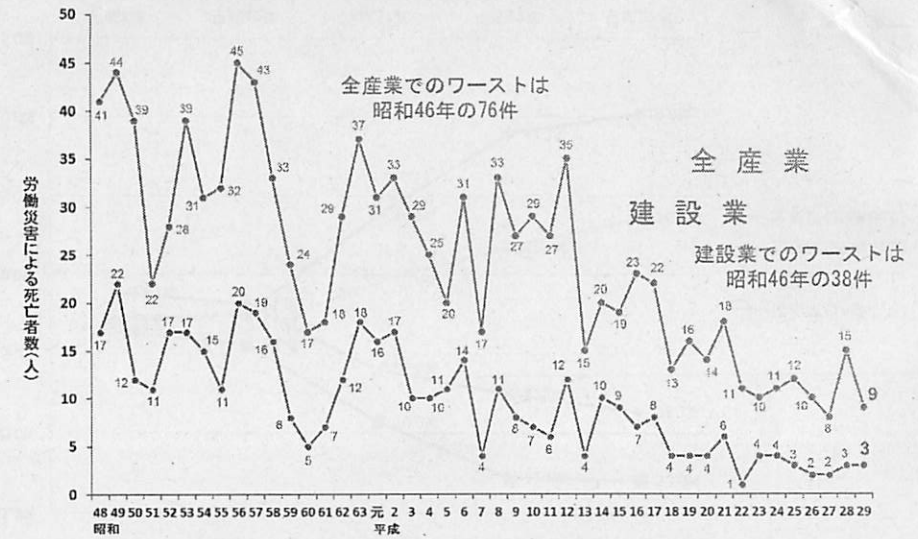
## ◆休業4日以上の労働災害発生状況(滋賀県)



資料：厚生労働省 滋賀労働局資料より

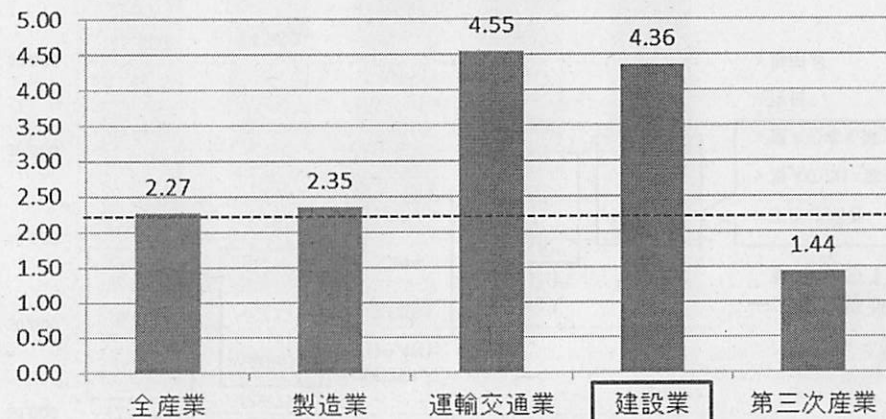
1

## ◆死亡災害発生状況(滋賀県)



資料：厚生労働省 滋賀労働局資料より

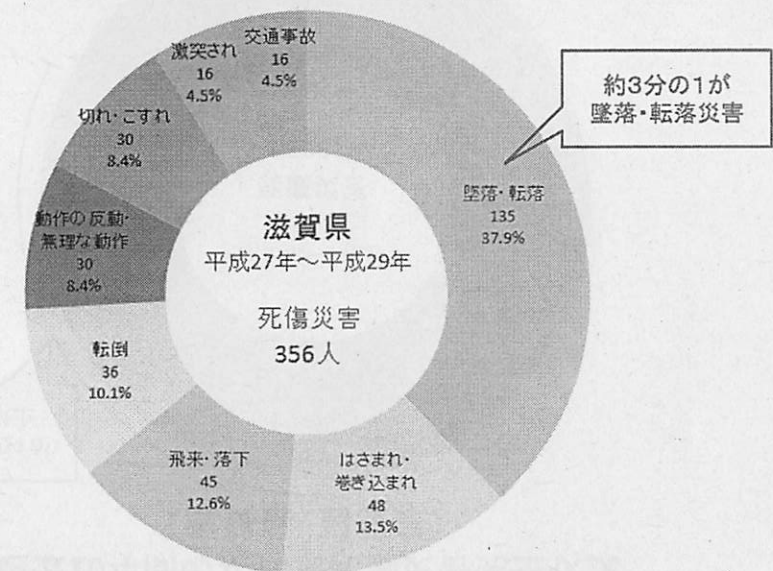
2

平成29年 滋賀県の死傷災害発生状況  
(主要産業別・年千人率)

資料：厚生労働省 滋賀労働局資料／総務省統計局「平成27年国勢調査」より

3

## ◆死傷災害の事故型別分析(滋賀県・建設業)

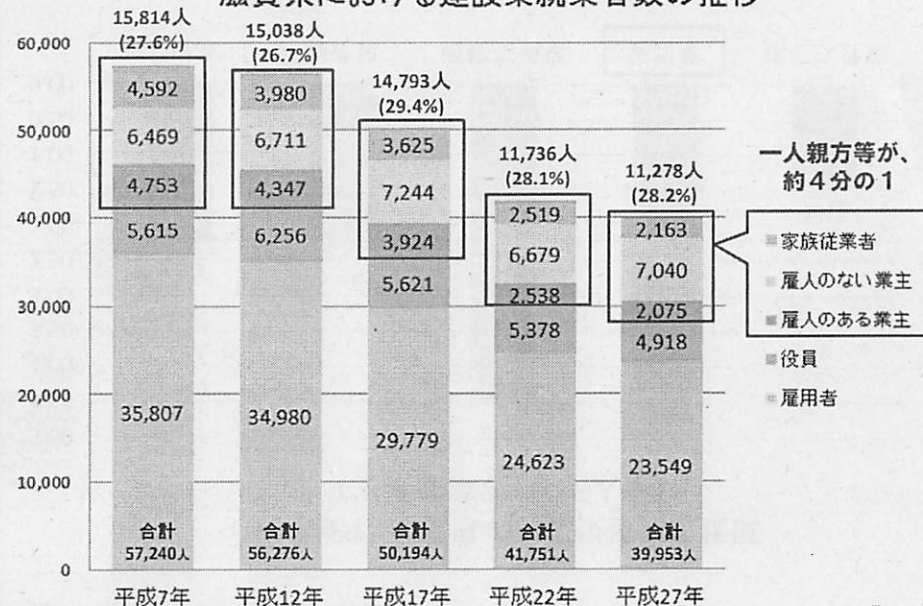


資料：厚生労働省 滋賀労働局資料より

4



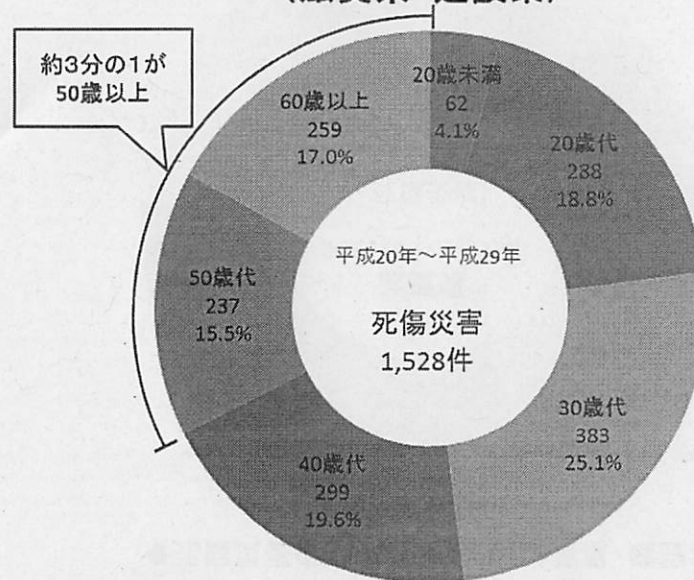
# 滋賀県における建設業就業者数の推移



資料：総務省統計局「国勢調査報告」より

5

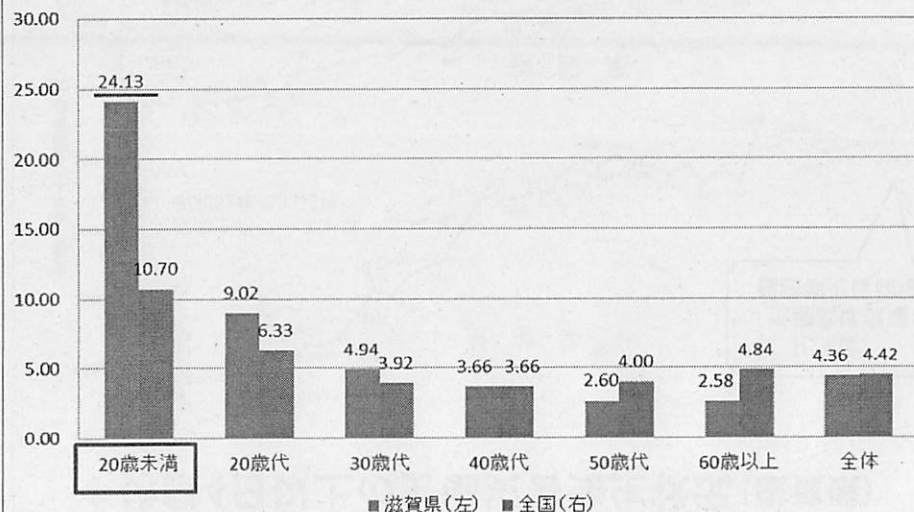
# 過去10年間の年代別死傷災害発生状況 (滋賀県 建設業)



資料：厚生労働省 滋賀労働局資料より

6

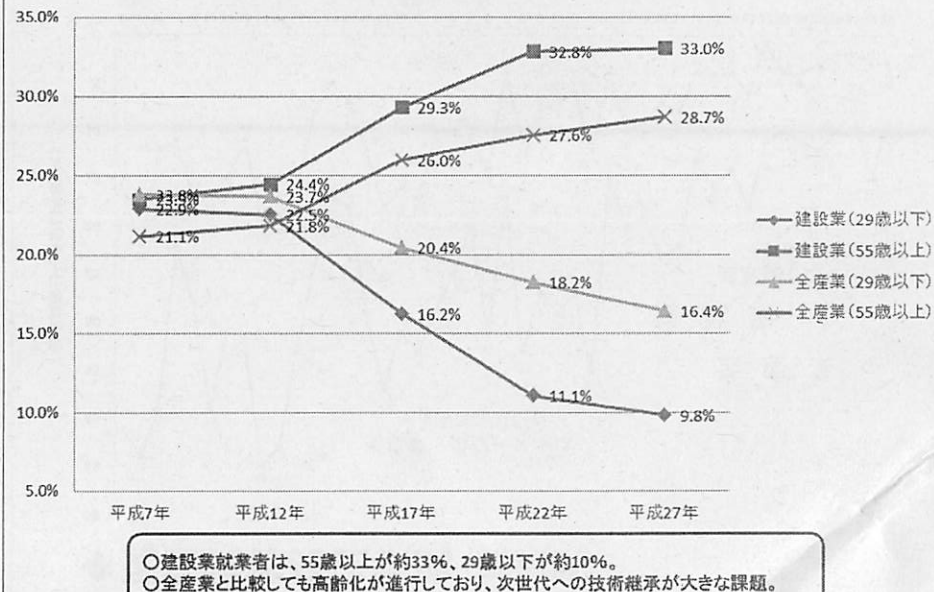
# 平成29年 建設業の死傷災害発生状況 (年代別・年千人率)



資料：厚生労働省 職場のあんぜんサイト 労働災害統計／総務省統計局「平成27年国勢調査」より

7

# 滋賀県における建設業就業者の高齢化の進行



資料：総務省統計局「国勢調査報告」より

8